

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日または  
その翌日)

## 目 次

- ◇ 訓 令 官報に掲載する事項等に関する規程の一部を改正する訓令
- ◇ 告 示 計量器の定期検査の実施  
争議行為の実施  
肥料の分析検査の結果の概要  
定期種牡畜検査の実施  
解除予定の保安林(七件)  
土地改良法による換地計画の適否の決定  
土地改良事業計画の適否の決定  
河川区域の指定
- ◇ 選管告示 政治団体の設立の届出  
政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出  
選挙管理委員会の招集
- ◇ 地方労働告示 地方労働委員会あつせん員候補者の氏名、閱歴等

## 訓 令

### 鳥取県訓令第四号

官報に掲載する事項等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和五十一年四月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

官報に掲載する事項等に関する規程の一部を改正する訓令

官報に掲載する事項等に関する規程(昭和三十九年五月鳥取県訓令第九号)の一部を次のように改正する。  
第三条の表を次のように改める。

報 告 事 項	様 式
行政事務に関する条例の制定又は改廃	様式第一号又は 様式第二号
地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第十九条 第三号から第八号までに掲げる処分についての不服申立てがあつた場合又はその不服申立てに対する決定又は裁決をした場合のその要旨	様式第三号
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十一条の規定による住民投票の経過及び結果	様式第四号



様式第七号(第三条関係)

鳥取県

監査委員選任

監査委員×××は、×月×日任期満了し(辞職し・失職し)(欠員であつたところ)、×月×日次の者が選任された。

監査委員(議会選出) 氏 名

様式第八号(第三条関係)

鳥取県

××委員会委員再任

××委員会委員×××は、×月×日再任された。

様式第九号(第三条関係)

鳥取県

新 旧

.....	(.....)	氏 名
.....	(.....)	氏 名

(以上×月×日)

備考

- 1 発令年月日順に記載することとし、同一月日の発令者が二人以上にわたる場合には、発令月日の記載を(以上×月×日)とすること。
- 2 前任が課長相当職以上でない場合は、旧職欄は、事務吏員又は技術吏員とし、( ) 書を付さない。また、各省から採用され、その者が本省の課長相当職以上でない者の旧職欄は、××事務官又は××技官として( ) を付して記載すること。

3 職員がその意により退職した場合は、上段の記載を「辞職」とすること。

様式第十一号及び様式第十二号を削り、様式第十三号中「様式第十三号」を「様式第十三号(第三条関係)」に改め、同様式を様式第十号とし、様式第十四号を削る。

附 則

この訓令は、昭和五十一年四月十六日から施行する。

告 示

鳥取県告示第二百九十六号

計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第四百十条の規定に基づき、境港市及び米子市に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百十三条の規定により告示する。

昭和五十一年四月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 計量法第四百四十二条各号に掲げる計量器

実 施 期 間 実 施 場 所

昭和五十一年五月十七日から

昭和五十二年三月三十一日まで

当該計量器の所在の場所

二 計量法第百四十二条各号に掲げる計量器以外の計量器

実施期日	実施時間	実施区域	実施場所
五月 十七日	午前十時から 午後三時まで	境港市	境港公民館
十八日	"	"	"
十九日	"	"	外江公民館
二十日	"	"	渡公民館
二十一日	"	"	中浜公民館
二十四日	"	"	余子公民館
二十五日	"	"	上道公民館
二十六日	午前十時から 午後二時まで	"	境港公民館
六月 二日	午前十時から 午後三時まで	米子市	彦名公民館
三日	"	"	崎津公民館
四日	"	"	大篠津公民館
七日	"	"	和田公民館
八日	"	"	富益公民館
九日	"	"	夜見公民館

鳥取県告示第百九十七号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、鳥取ガス労働組合執行委員長福田紀生から争議行為を行う旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七

十八号）第十条の第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年四月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 事件

(一) 賃金引上げの要求に関する件

(二) 産業別最低賃金の要求に関する件

(三) 夏季一時金の要求に関する件

二 日時

昭和五十一年四月二十日からこの事件が解決する日まで

三 場所

鳥取瓦斯株式会社に勤務する組合員の所属する全職場（鳥取市及び国

府町）

四 概要

あらゆる形の為議行為を実施する。

鳥取県告示第百九十八号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第三十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年一月から十二月までに収去した肥料の分析検査の結果の概要を同法同条第五項の規定により、次のとおり公表する。

昭和五十一年四月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

肥料の種類	保証票添付者	検査点数	うち不 合格点数
副産塩基性加里肥料	宝酒造株式会社	三	〇
魚かす粉末	カネミ産業株式会社	六	〇
肉 骨 粉	富山魚糧株式会社	三	〇
蒸製骨粉	北陽油脂有限公司	三	〇
蒸製皮革粉	日綿実業株式会社	三	〇
ひまし油かす粉末	西山登喜夫	三	〇
混合有機質肥料	日華油脂株式会社	六	〇
第一種複合肥料	株式会社三誠西会	三	〇
	鳥取県経済農業協同組合連合会	六	〇
	大栄町農業協同組合	三	〇
	八東農業協同組合	三	〇
	福部村農業協同組合	三	〇
	片倉チツカリン株式会社	三	〇
	協和醗酵工業株式会社	三	〇
	光興業株式会社	九	〇
	理研農産化工株式会社	三	〇
	九鬼製肥所株式会社	九	〇
	豊生肥糧株式会社	三	〇
	日本肥料株式会社	三	〇
	大東肥料株式会社(大阪)	十二	〇
	日東肥料化学工業株式会社	十五	〇
	関西日産化学株式会社	三	〇
	トリア化成株式会社	六	〇

検査期日	検査時間	検査場所
昭和五十一年四月二十二日	十時から	倉吉市大塚 中部家畜市場
二十三日	"	"
二十六日	"	鳥取市国安 東部家畜市場
二十八日	"	米子市吉岡 西部家畜市場
三十日	"	境港市竹内町 余子検査場

**鳥取県告示第二百九十九号**

鳥取県種牡畜検査条例(昭和二十四年三月鳥取県条例第十一号)第五条第二項の規定に基づき、豚の定期種牡畜検査を実施するので、同条例同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年四月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

トモエ化学工業株式会社	三	〇
中央化成株式会社	九	〇
貴島産業株式会社	六	〇
昭和化成肥料株式会社	三	〇
日本肥糧株式会社	三	〇
清水工業株式会社	三	〇
新鉱工業株式会社	三	〇
米田産業株式会社	三	〇
炭酸カルシウム肥料	三	〇
第二種複合肥料	三	〇
けい酸質肥料	三	〇

鳥取県告示第三百号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十一年四月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡国府町大字大石字勘助ヶ平八五七、字中平ル八五八（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び国府町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第三百一号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十一年四月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市双六原字堂免四七二、四七二の一、矢矯字下河原ノ巻四九七、五〇九の一、字下前田五一二（以上五筆について、次の図に示す部分に

限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第三百二号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十一年四月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡郡家町大字姫路字石ヶ谷八〇五の一から八〇五の三まで（以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び郡家町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第三百三号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十一年四月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字波多字坂ノ元六六二の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第三百四号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十一年四月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字芦津字中山七八二の一、字カツラガ谷ヨリ大東仙七八三の一（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第三百五号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十一年四月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字郷原字小火打山二九八（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第三百六号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（

昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十一年四月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字木地山字内札谷一二三九の三、一二四〇の二(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定に基づき、千代地区第一工区営繕場整備事業の施行に係る地域の換地計画を定めたので、同法同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年四月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年四月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所及び河原町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百八号

昭和五十一年一月十四日付けで北条町から申請のあった土地改良(弓原地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年四月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年四月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

北条町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。



鳥取県告示第三百九号

日野川水系に係る一級河川日野川について、河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第六條第一項第三号の区域を次のように指定する。

その関係図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県根雨土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十一年四月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

次の図面の茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち河川法第六條第一項第一号及び第二号の区域以外の区域

(図面省略)

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六條第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七條の二第一項の規定により告示する。

昭和五十一年四月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

政治団体の名称 代表者氏名 会計責任者氏名 主たる事務所の所在地 備考

自由民主党鳥取市明治支部	福田 好市 奥田 保男	鳥取市横原 七八二の二	政党
自由民主党倉吉市土灘支部	宮本 忠治 中井 稔	倉吉市米田町八二の一	"
自由民主党福部村支部	山根 秀雄 中山 敏男	岩美郡福部村細川 三三六番地	"
自由民主党八束町支部	森脇 金治 竹本 正実	八頭郡八束町富枝 二六五―一三	"
自由民主党羽合町支部	浦田 義治 宮本 良吉	東伯郡羽合町長瀬	"
土谷 栄一 後援会	都田 照正 石賀 常一	米子市久米町四二―二 高木照雄方	その他 の政治 団体
鳥取県社会保障推進連盟	福田 信雄 豊田 良雄	鳥取市扇町二一番地	"
山崎建治東部後援会	小出 英一 藤原精之助	鳥取市栄町二三一番地	"
山崎建治中部後援会	亀井 勇大原 忠治	倉吉市湊町一七三番地	"
山崎建治西部後援会	井汲 盛夫 竹中 静夫	米子市西福原 四九四番地	"
米沢 鋭郎 後援会	米沢章太郎 米沢章太郎	倉吉市葵町 七二〇番地の七	"

鳥取県選挙管理委員会告示第十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七條の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七條の二第一項の規定により告示する。

昭和五十一年四月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

政治団体の名称 自由民主党江府町支部

異動事項

代表者

(新) 井上一  
(旧) 三好恭祐

鳥取県選挙管理委員会告示第十六号

昭和五十一年第五回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十一年四月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

一日時 昭和五十一年四月二十一日(水) 午前十一時

二場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室

三議題

昭和五十一年度明るい選挙推進運動要領及び選挙常時啓発事業計画について

地方労働委員会告示

鳥取県地方労働委員会告示第二号

労働委員会規則(昭和二十四年中央労働委員会規則第一号)第六十八条第一項の規定により、鳥取県地方労働委員会あつせん員候補者の氏名、履歴等を次のとおり告示する。

昭和五十一年四月十六日

鳥取県地方労働委員会会長 下田 三子夫

氏名 生年月日 住 所 職 業 電話番号 経 験 及 び 閱 歴 委嘱年月日

下田三子夫 明三、四二五 鳥取市西町四丁目一五 弁護士 鳥取県地方労働委員会委員(会長) 自宅 (八五七)三二六七 広島地方裁判所三次支部検事 昭三、二、二七

椛 貞男 明四、五、三 鳥取市寿町二五五 鳥取県地方労働委員会委員(会長代理) 自宅 (八五七)三二五八 鳥取県出納長 昭亮、一、二五

小林 俊治 明六、八、二〇 鳥取市古海一〇〇 鳥取県私立学校審議会委員 自宅 (八五七)三二五五 鳥取県立鳥取西高等学校校長 昭興、四、三

田中 篤篤 大二、二、二七 鳥取市富浦四五五 鳥取大学教授 自宅 (八五七)六一〇三三 鳥取大学助教授 昭四、四、三

遠藤 崇 大三、七、七 米子市両三柳四五六五の四

鳥取県労働組合総評議会事務局長  
鳥取県地方労働委員会委員

県評  
〇五七三三—三三二  
自宅  
〇八五〇元—五五七

国鉄労働組合米子地方本部執行  
委員長  
鳥取県労働組合総評議会議長

昭四、三、六

北尾 才智 大五、三、三

西伯郡西伯町字原野〇

鳥取県労働組合総評議会議長  
鳥取県地方労働委員会委員

県評  
〇五七三三—三三二  
自宅  
〇八五〇元—二一〇

鳥取県労働組合総評議会事務局長  
私鉄中国地方労働組合日ノ丸自動  
車支部執行委員長

昭四、二、六

生田 満彦 昭八、八、六

鳥取市岩倉四一四の一七

鳥取県労働組合総評議会東部地区  
評議会事務局長  
鳥取県地方労働委員会委員

地評  
〇五七三三—三三二  
自宅  
〇八五〇元—三二二

山陰マスコミ共闘会議議長  
日本海新聞労働組合執行委員長

昭四、四、三

谷口 富雄 大三、三、七

鳥取市浜坂一六一〇

鳥取県労働組合総評議会東部地区  
評議会事務局次長

地評  
〇五七三三—三三二  
自宅  
〇八五〇元—三二五

国鉄労働組合米子地方本部執行  
委員  
鳥取県地方労働委員会委員

昭四、三、三

川勝 敏和 昭二、八、七

鳥取市南吉方一の六八

鳥取三洋電機労働組合中央執行委員長

組合  
〇五七三三—三三〇  
自宅  
〇八五〇元—三二四

株式会社大丸神戸店次長

昭五、三、八

岡村吉太郎 大三、三、元

鳥取市中町一九

株式会社鳥取大丸代表取締役  
株式会社大丸参事  
鳥取県地方労働委員会委員

会社  
〇五七三三—三二二  
自宅  
〇八五〇元—三三四

株式会社大丸神戸店次長

昭四、三、七

鈴木 実 大九、八、二

鳥取市亥好町一〇四

鳥取県経営者協会専務理事  
鳥取県地方労働委員会委員

協会  
〇五七三三—三三四  
自宅  
〇八五〇元—三〇〇

日本海新聞社取締役論説委員長  
鳥取県経営者協会専務理事

昭三、二、三

松浦 武儀 明三、一〇、六

鳥取市二階町三丁目二一八

鳥取家具工業株式会社取締役社長

会社  
〇五七三三—三三六  
自宅  
〇八五〇元—三〇四

鳥取県立第一中学校教諭  
鳥取県地方労働委員会委員

昭四、三、八

鈴木 敬直 大八、一、八

鳥取市立川町一丁目三四の一

鳥取商工会議所専務理事

会議所  
〇五七三三—三二五  
自宅  
〇八五〇元—三二九

鳥取県経営者協会専務理事  
鳥取県地方労働委員会委員

昭四、七、八

尾平 正義 明三七、三、〇 日野郡日野町福長九〇四	藤田 忠義 昭二、三、二六 東伯郡東郷町大字引地 四〇〇の一五五	由谷 武之 大六、七、三 倉吉市余戸谷町二九九一の一	佐々木 敬 昭三、二、一六 倉吉市余戸谷町二九九一	井上 武 大二、六、三 倉吉市北野一五七の一	鹿島 繁雄 昭八、三、二 倉吉市下田中一一八	松田 道昭 昭八、八、三 東伯郡東伯町八橋 一四〇七の四	垣田堅二郎 大四、二、八 倉吉市東岩倉町二二七七	北岡 義尊 大五、二、六 倉吉市仲之町七六一
鳥取県地方労働委員会委員	神鋼機器工業株式会社総務部次長	ヒシクラ商事株式会社取締役社長 鳥取県経営者協会副会長 鳥取県地方労働委員会委員	鳥取県労働組合総評議会中部地区評議会議長 倉吉市議会議長	全日本労働総同盟鳥取地方同盟会長 興和紡績労働組合倉吉支部支部長	全日本労働総同盟鳥取地方同盟書記長 明治機械製作所労働組合副執行委員長 鳥取県地方労働委員会委員	鳥取県労働組合総評議会中部地区評議会事務局次長 鳥取県地方労働委員会委員	垣田病院院長	北岡病院院長
自宅 〇八五九四 農集八三三	会社 〇八六〇六一三二 自宅 〇八五八二一〇三 〇八五八二一〇三	会社 〇八五八二一五〇八 自宅 〇八五八二一三三三 〇八五八二一三三三	地評 〇八五八二一〇七四 自宅 〇八五八二一〇七一 〇八五八二一〇七一	組合 〇八五八二一六〇〇 自宅 〇八五八二一〇五八 〇八五八二一〇五八	会社 〇八五八二一三三三 自宅 〇八五八二一三三三 〇八五八二一三三三	地評 〇八五八二一〇三二 自宅 〇八五八二一〇三二 〇八五八二一〇三二	病院 〇八五八二一〇三三 自宅 〇八五八二一〇三三 〇八五八二一〇三三	病院 〇八五八二一三三六 自宅 〇八五八二一〇三六 〇八五八二一〇三六
拓殖大学教授 鳥取県立米子南高等学校校長	株式会社神戸製鋼所呉工場総務課長	ヒシクラ醤油株式会社取締役	倉吉市職員労働組合執行委員長	全日本労働総同盟鳥取地方同盟中部地区同盟議長 全織同盟山陰支部協議會議長	全日本労働総同盟鳥取地方同盟中部地区同盟議長	全国電気通信労働組合鳥取県支部書記長	北岡病院副院長	鳥取県地方労働委員会委員
昭四〇、八、三六	昭四〇、六、二七	昭三七、三、三六	昭四〇、三、二七	昭三七、三、三六	昭五〇、六、二六	昭五〇、二、二六	昭四〇、二、二六	昭四〇、二、二六

勝部 可盛 昭八、三、四 米子市上福原一四五九の六

弁護士  
鳥取県地方労働委員会委員

事務所  
〇五九三三―一四八  
自宅  
〇五九三三―四〇六七

昭四、四、三

宇田 輝正 明四、三、六 米子市博労町四丁目一六四

鳥取県労働相談員

労政事務所  
〇五九三三―三三三  
自宅  
〇五九三三―三九四〇

米子市立成美小学校校長

昭四、四、三

直野 喜光 昭九、一、三 米子市加茂町二丁目三二

弁護士

自宅  
〇五九三三―三〇四三

鳥取県弁護士会副会長

昭四、四、七

石田 登 大四、四、一 米子市皆生一六八四の二

鳥取県労働組合総評議会西部地区  
評議会副議長  
博愛病院従業員組合執行委員長

病院  
〇五九三三―二〇〇〇  
自宅  
〇五九三三―三三〇〇

山陰医療労働組合協議会議長

昭四、三、七

中森 義人 大五、八、二 米子市浦津二五三

因鉄労働組合米子地方本部書記長

組合  
〇五九三三―三三三七  
自宅  
〇五九三三―一〇六九

因鉄労働組合米子地方本部執行  
委員長  
鳥取県労働組合総評議会副議長

昭四、〇、三

藤井 敏郎 大二、〇、六 米子市皆生二〇九三

株式会社山陰放送常務取締役  
鳥取県地方労働委員会委員

会社  
〇五九三三―三三三三  
自宅  
〇五九三三―一〇〇五

株式会社山陰放送取締役

昭四、三、六

小林 繁 大五、七、四 米子市皆生一六六一の五四

米子機工株式会社取締役社長  
株式会社米子鉄工所専務取締役  
鳥取県地方労働委員会委員

会社  
〇五九三三―一〇〇三  
自宅  
〇五九三三―一四四五

株式会社米子鉄工所取締役

昭四、一、四

松篠 重允 大八、五、〇 境港市大正町四四

米子木工株式会社取締役社長  
山陰家具工業株式会社取締役社長  
日本海住宅産業株式会社取締役社長  
鳥取県家具工業協同組合連合会会長

会社  
〇五九三三―三三三四  
自宅  
〇五九四〇―三六六八

米子木工株式会社専務取締役

昭四、三、七

野間 潔 大四、五、三 米子市錦町二丁目二二

米子信用金庫常務理事

金庫  
〇五九三三―三三四  
自宅  
〇五九三三―二五六四

昭四、三、七

鎌谷平八郎

大セ、二、三〇

鳥取市吉方温泉一丁目五六

鳥取県地方労働委員会事務局長

事務局  
(〇八七)三六二七五七  
自宅  
(〇八七)三三三九〇

鳥取県土木部管理課長

昭四、八三

谷口 俊男

大三、三、二九

鳥取市雲山町の四

鳥取県地方労働委員会事務局次長

事務局  
(〇八七)三六二七五七  
自宅  
(〇八七)三三三九〇

鳥取県地方労働委員会事務局  
審査課長

昭四、七二六

原田 芳秋

大三、九、三

鳥取市掛出町五の三

鳥取県地方労働委員会事務局調整課長

事務局  
(〇八七)三六二七五七  
自宅  
(〇八七)三三三九〇

鳥取県地方労働委員会事務局  
調整課課長補佐

昭四、一三六

山田 勲

昭三、三、八

鳥取市行徳い三一九

鳥取県地方労働委員会事務局審査課長

事務局  
(〇八七)三六二七五七  
自宅  
(〇八七)三三三九〇

鳥取県農林部耕地課管理係長

昭四、二、三六

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む。)]